

公益社団法人恵庭市シルバー人材センター
会 員 会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 正会員及び賛助会員が、事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員の会費は、年額2,400円とする。ただし、途中に入会した会費額については、月額200円に年度末までの月数を乗じた額とし、月の途中で入会した場合の会費は翌月からとする。
- (2) 賛助会員の会費は、年額10,000円とする。ただし、個人の賛助会員の会費は、年額3,000円とする。
- (3) 前各号に基づき、既に納入された会費は返還しない。

(納入期日等)

第3条 正会員の会費は、毎年9月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、入会を承認された後1月以内に納入するものとする。
2 賛助会員の会費は、当該年度の末日までに納入するものとする。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業、法人会計事業にそれぞれ使用する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年5月28日から施行し平成24年4月1日から適用する。

(会費の額の特例)

- (1) 平成24年度の会費の額については、第2条第1項中「年額2,400円」と

あるのは「年額1,800円」とする。

(納入期日の特例)

(2) 平成24年度の正会員の会費の納入期日については、第3条第1項中「毎年9月末日」とあるのは「12月末日」とする。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行し平成28年4月1日から適用する。